

「ウイズユーおおさか」における証拠の保管期間

資料3

証拠保管の課題

- 被害当事者は、置かれた状況や、精神的なショック、混乱等から、短期間で告訴等の決断を行うことが困難な状況。
- 被害直後に被害届の提出や、告訴の意思がない場合であっても、被害当事者の意向を踏まえ証拠を採取するとともに、一定期間経過後に告訴・告発を行う場合でも対応できるよう、証拠物を「ウイズユーおおさか」で保管している。
（被害届が提出される等の警察案件については、警察が証拠物を保管）
- **「ウイズユーおおさか」では、証拠物の保管期間の定めがない中、専用の冷凍庫でマイナス80℃の状態での保存しているが、証拠物の増加とともに、冷凍庫の増設による支援活動スペースの圧迫、冷凍庫内の容量の限界、証拠物の点検や台帳管理の負担等が課題**となっている。
- 「ウイズユーおおさか」は、令和7年度から府の委託事業として運営していることから、**今回、府として以下のとおり証拠の保管期間を設定し、適切に証拠物を管理・廃棄したい。**

「ウイズユーおおさか」保管件数（年度別）

R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.12
66	36	26	43	22	10	21

他府県ワンストップ支援センターの保管期間（自治体名等公表不可）

A県	B県	C県	D県	E県	F県	G県
時効まで	10年	5年	1年	6か月	警察による	定めなし

証拠物の保管期間（案）

- 本人確認等の条件のもと、**証拠物の保管期間は原則10年**とする。
なお、**本人の希望により、保管期間は最長20年まで更新可能**。（未成年は18歳到達後から20年で最長38年）
- 証拠採取時に徴収する同意書において、**被害当事者の意思でいつでも「保管・廃棄・返却」を選択**できることを示す。

（参考・運用等）

- ✓ 刑事の時効10～20年（不同意性交等致死罪は30年だが、警察案件になる可能性を鑑みて除く）、民事の時効20年への対応を基本。
- ✓ ただし、告訴等を強要するものではなく、本人の意思やタイミングで保管、廃棄等を選択できることや、その判断のための時間確保も目的。
- ✓ 採取時の同意書で、本人が希望する場合は、保管から10年経過時に「ウイズユーおおさか」から連絡し、保管延長や廃棄等の意向を確認。
- ✓ 10年経過時の連絡は、採取時の同意書に記載してもらうメールアドレスに送付。（メールアドレス変更時には連絡を依頼）
- ✓ 送信不能や連絡が取れない等、本人の意向が確認ができない場合は、猶予期間として連絡から3か月後に証拠を廃棄。

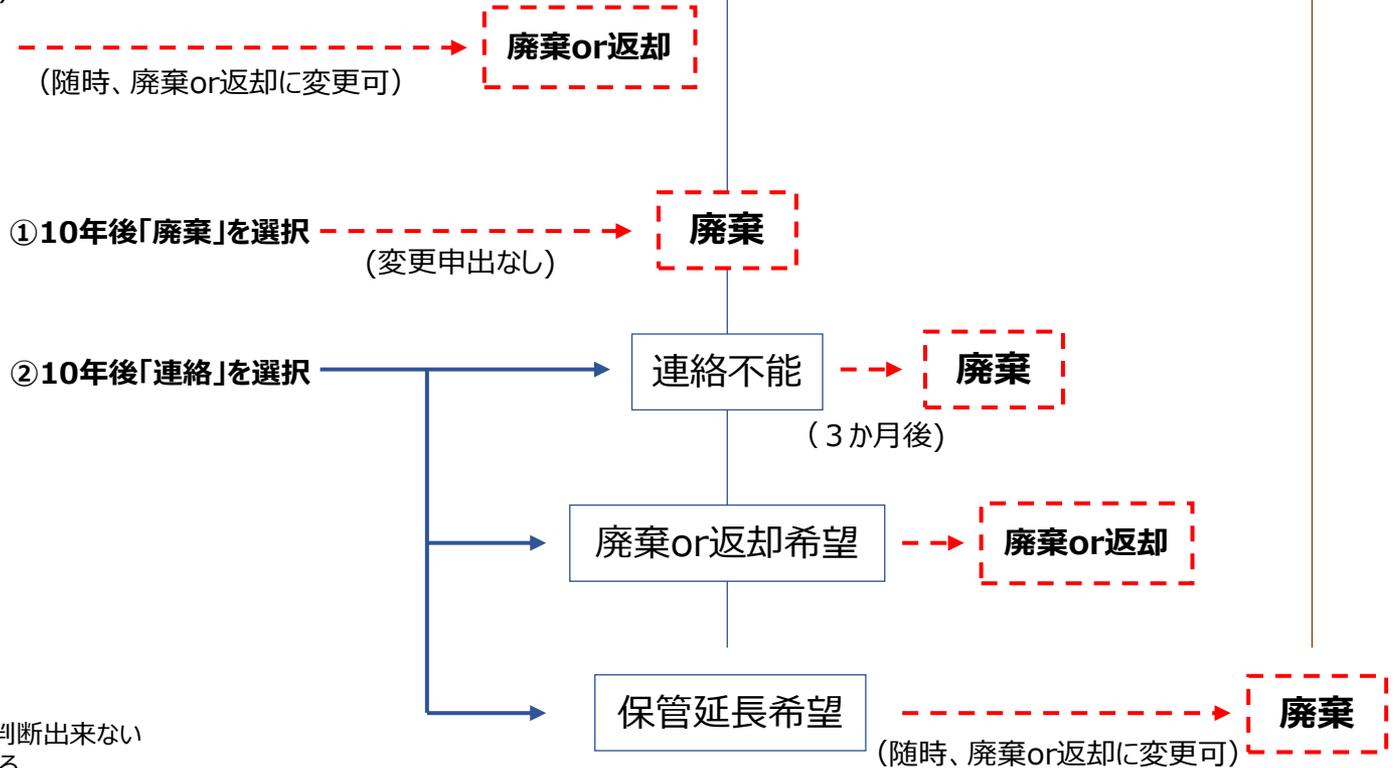
証拠保管のフロー

(未成年は18歳到達後から20年で最長38年)

- 本人に意向確認のうえ、証拠採取
- 同意書を徴収し、10年後の対応を記入
(記入後、随時変更可)



※証拠の取扱いについて判断出来ない場合は一旦保管とする



証拠の保管方法等 (参考)

項目	内容
保管方法	-80℃で密封保管 (体液・検体) / 個人識別符号で管理 (氏名ではなくID)
管理権限	医療従事者または法医学的管理者に限定 / 鍵・アクセスログ管理
廃棄時	被害者本人の書面同意 + 記録保存 (廃棄日・立会者)
情報管理	被害者の氏名・住所は別管理 (検体と分離)
定期点検	年1回、凍結状態・ラベル確認・有効性評価